## 第 59 回

## 原子炉主任技術者試験(筆記試験)

# 原子炉に関する法令

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及びその関係法令等につき解答せよ。 以下の問いにおいて、「原子炉等規制法」とは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」をいう。

6問中5問を選択して解答すること。(各問20点:100点満点)

- (注意)(イ) 解答用紙には、問題番号のみを付して解答すること。 (問題を写し取る必要はない。)
  - (ロ) 1問題ごとに1枚の解答用紙を使用すること。

平成 29 年 3 月 15 日

## 第1問

(1) 次の文章は、「原子力基本法第一条」の条文である。文章中の の①~④に入る語句の組 み合わせとして正しいものを以下の選択肢(ア)~(ケ)の中から一つ選び、その選択肢の記号を問題番 号とともに解答せよ。

〔解答例〕(1)-(ケ)

原子力基本法
(目的)
第一条 この法律は、 ① (以下「原子力利用」という。)を推進することによつて、将来におけ
る②し、③」とを図り、もつて④」とに寄与することを目的とする。

記号	①	2	3	4
(7)	放射性同位元素(核原料物	核の安全保障を	技術の進歩と地	公共の福祉と環境の水
	質及び核燃料物質を含む)	確保	域の振興	準向上
	及び放射線の研究、開発及			
	び利用			
(1)	原子力の研究、開発及び利	核の安全保障を	学術の進歩と産	人類社会の福祉と国民
	用	確保	業の振興	生活の水準向上
(ウ)	放射性同位元素(核原料物	エネルギー資源	技術の進歩と地	公共の福祉と環境の水
	質及び核燃料物質を含む)	を確保	域の振興	準向上
	及び放射線の研究、開発及			
	び利用			
(I)	原子力の研究、開発及び利	エネルギー資源	学術の進歩と産	人類社会の福祉と国民
	用	を確保	業の振興	生活の水準向上
(1)	原子力の研究、開発及び利	エネルギー資源	技術の進歩と地	公共の福祉と環境の水
	用	を確保	域の振興	準向上
(力)	原子力の研究、開発及び利	核の安全保障を	技術の進歩と地	公共の福祉と環境の水
	用	確保	域の振興	準向上
(‡)	放射性同位元素(核原料物	核の安全保障を	学術の進歩と産	公共の福祉と環境の水
	質及び核燃料物質を含む)	確保	業の振興	準向上
	及び放射線の研究、開発及			
	び利用			

(ħ)	放射性同位元素(核原料物	エネルギー資源	学術の進歩と産	人類社会の福祉と国民
	質及び核燃料物質を含む)	を確保	業の振興	生活の水準向上
	及び放射線の研究、開発及			
	び利用			

(2) 次の文章は、「原子力基本法第二条」の条文である。文章中の の①~⑥に入る語句の組 み合わせとして正しいものを以下の選択肢 A の(ア)~(カ)の中から一つ選び、その選択肢の記号を 問題番号とともに解答せよ。

〔解答例〕(2)-(5)

### 原子力基本法

### (基本方針)

- 第二条 原子力利用は、 ① に限り、 ② を旨として、 ③ の下に、 ④ これを行うものとし、その成果を ⑤ 、進んで ⑥ に資するものとする。
  - 2 前項の ⑦ については、確立された ⑧ を踏まえ、 ⑨ 、 ⑩ 並びに ⑪ に資することを目的として、行うものとする。

記号	1	2	3	4	5	6
(7)	営利の	非核三原則	事業者の	善良な管理者の	幅広く活かし	人類社会の福祉と
	目的		一義的責	注意をもって		国民生活の水準向
			任			上
(1)	営利の	安全の確保	事業者の	善良な管理者の	公開し	人類社会の福祉と
	目的		一義的責	注意をもって		国民生活の水準向
			任			上
(ウ)	営利の	非核三原則	事業者の	自主的に	幅広く活かし	人類社会の福祉と
	目的		一義的責			国民生活の水準向
			任			上
(I)	営利の	非核三原則	民主的な	善良な管理者の	幅広く活かし	人類社会の福祉と
	目的		運営	注意をもって		国民生活の水準向
						上
(1)	平和の	非核三原則	民主的な	自主的に	公開し	国際協力
	目的		運営			

(力)	平和の	安全の確保	事業者の	自主的に	公開し	国際協力
	目的		一義的責			
			任			
(‡)	平和の	安全の確保	民主的な	善良な管理者の	幅広く活かし	国際協力
	目的		運営	注意をもって		
(7)	平和の	安全の確保	民主的な	自主的に	公開し	国際協力
	目的		運営			

(3) 次の文章は、「原子力基本法第二条」の条文である。文章中の の⑦~⑪に入る語句の組 み合わせとして正しいものを以下の選択肢 B の(ケ)~(タ)の中から一つ選び、その選択肢の記号を 問題番号とともに解答せよ。

[解答例] (3)-(5)

프	• ㅗ	<del></del>	$+$ $\cdot$ $\cdot$ $+$
그보다	<b>→</b> /	基2	$\nabla \lambda \rightarrow$
//J/\ J	/ /	142/-	F 12

### (基本方針)

- 第二条 原子力利用は、 ① に限り、 ② を旨として、 ③ 運営の下に、 ④ これを行う ものとし、その成果を ⑤ 、進んで ⑥ に資するものとする。
  - 2 前項の ⑦ については、確立された ⑧ を踏まえ、 ⑨ 、 ⑩ 並びに ⑪ に資することを目的として、行うものとする。

記号	7	8	9	10	(1)
(y)	安全の確保	国際的な	国民の生命、健康及び財産	環境の保全	我が国の安全保障
		基準	の保護		
(1)	安全の確保	技術及び	国民の生命、健康及び財産	人類社会の福	国際協力
		知見	の保護	祉	
(#)	安全の確保	国際的な	学術の進歩と産業の振興	環境の保全	我が国の安全保障
		基準			
(½)	安全の確保	国際的な	国民の生命、健康及び財産	人類社会の福	国際協力
		基準	の保護	祉	
(7)	原子力利用	国際的な	国民の生命、健康及び財産	環境の保全	我が国の安全保障
		基準	の保護		

(4)	原子力利用	技術及び	学術の進歩と産業の振興	環境の保全	国際協力
		知見			
(7)	原子力利用	技術及び	学術の進歩と産業の振興	人類社会の福	我が国の安全保障
		知見		祉	
(3)	原子力利用	技術及び	学術の進歩と産業の振興	人類社会の福	国際協力
		知見		祉	

(4)	次の文章は、	「原子力基本法第三条」	及び	「核燃料物質、	核原料物質、	原子炉及び放	射線の定
Allin.	<b>義に関する政令</b>	第一条から第三条」まで	での条	文である。文章	重中の の	(1)~4)に入る	語句の組
ó	み合わせとして	正しいものを以下の選択	尺肢の	(ア)~(ク)の中カコリ	ら一つ選び、そ	の選択肢の記	号を問題
1	番号とともに解	答せよ。なお、同じ番号	号の	には、同し	ご語句が入る。		
	〔解答例〕(4)-	· (ħ)					

#### 原子力基本法

#### (定義)

第三条 この法律において次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

- 一 「原子力」とは、原子核変換の過程において原子核から放出されるすべての種類の ① をいう。
- 二 「核燃料物質」とは、ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する 物質であつて、政令で定めるものをいう。
- 三 「核原料物質」とは、ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質であつて、政令で定めるものをいう。
- 四 「原子炉」とは、核燃料物質を燃料として使用する装置をいう。ただし、政令で定めるものを除く。
- 五 「放射線」とは、電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離する能力をもつもので、 政令で定めるものをいう。

核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令

### (核燃料物質)

第一条原子力基本法第三条第二号の核燃料物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が ② であるウラン及びその化合物
- 二 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が ② に達しないウラン及びその化合物
- 三 トリウム及びその化合物

- 四 前三号の物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの
- 五 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が ② をこえるウラン及びその化合物
- 六 プルトニウム及びその化合物
- 七 ウラン二三三及びその化合物
- 八 前三号の物質の一又は二以上を含む物質

## (核原料物質)

第二条 原子力基本法第三条第三号の核原料物質は、③ で核燃料物質以外のものとする。

## (原子炉)

第三条 原子力基本法第三条第四号ただし書の政令で定めるものは、 ④ 持続することができ、 又は持続するおそれのある装置以外のものとする。

記号	1)	2	3	4
(7)	エネルギー	天然の混合率	ウラン若しくはトリ	原子核分裂の連鎖反応を制御すること
			ウム又はその化合物	ができ、かつ、その反応の平衡状態を
			を含む物質	中性子源を用いることなく
(1)	エネルギー	1パーセント	ウラン若しくはトリ	原子核分裂の連鎖反応を制御すること
			ウム又はその化合物	ができ、かつ、その反応の平衡状態を
			を含む物質	中性子源を用いることなく
(ウ)	エネルギー	天然の混合率	ウラン若しくはトリ	原子核分裂反応を制御することがで
			ウム又はその酸化物	き、かつ、その反応の臨界状態を中性
			を含む物質	子源を用いることなく
(I)	エネルギー	天然の混合率	ウラン若しくはトリ	原子核分裂反応を制御することがで
			ウム又はその化合物	き、かつ、その反応の連鎖状態を中性
			を含む物質	子源を用いることなく
(1)	放射線	天然の混合率	ウラン若しくはトリ	原子核分裂の連鎖反応を制御すること
			ウム又はその化合物	ができ、かつ、その反応の平衡状態を
			を含む物質	中性子源を用いることなく
(九)	放射線	1パーセント	ウラン若しくはトリ	原子核分裂反応を制御することがで
			ウム又はその酸化物	き、かつ、その反応の平衡状態を中性
			を含む物質	子源を用いることなく

(‡)	放射線	1パーセント	ウラン若しくはトリ	原子核分裂反応を制御することがで
			ウム又はその酸化物	き、かつ、その反応の連鎖状態を中性
			を含む物質	子源を用いることなく
(7)	放射線	1パーセント	ウラン若しくはトリ	原子核分裂反応を制御することがで
			ウム又はその酸化物	き、かつ、その反応の臨界状態を中性
			を含む物質	子源を用いることなく

(5)	次の文章は、	「原子力基本法質	第三条」及び	「核燃料物質、	核原料物質、	原子炉及び放	射線の定
事	<b>遠に関する政令</b>	第四条」の条文	である。文章	:中の <b></b> の(	1)~④に入る詩	唇の組み合わ	せとして
Ī	Eしいものを以	下の選択肢の(ア)	~(ク)の中から	ら一つ選び、その	の選択肢の記号	号を問題番号と	ともに解
名	答せよ。なお、	同じ番号の	には、同じ	語句が入る。			
	〔解答例〕(5)-	<b>-</b> (ケ)					

## 原子力基本法

## (定義)

第三条 この法律において次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

#### 一~四 (略)

五 「放射線」とは、電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離する能力をもつもので、政令で定めるものをいう。

核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令

### (放射線)

第四条 原子力基本法第三条第五号の放射線は、次に掲げる電磁波又は粒子線とする。

- 一 アルフア線、重陽子線、陽子線その他の ① 及びベータ線
- 三 ガンマ線及び ③ (軌道電子捕獲に伴つて発生する ③ に限る。)
- 四 一メガ電子ボルト以上のエネルギーを有する ④

記号	1	2	3	4
(7)	重荷電粒子線	中性子線	特性エックス線	電子線及びエックス線
(1)	重荷電粒子線	熱中性子線及び高速中性子線	特性エックス線	電子線及びエックス線

(ウ)	重荷電粒子線	中性子線	制動エックス線	電子線
(I)	重荷電粒子線	中性子線	特性エックス線	電子線
(4)	重粒子線	熱中性子線及び高速中性子線	特性エックス線	電子線及びエックス線
(力)	重粒子線	熱中性子線及び高速中性子線	制動エックス線	電子線及びエックス線
(‡)	重粒子線	中性子線	制動エックス線	電子線
(7)	重粒子線	熱中性子線及び高速中性子線	制動エックス線	電子線

(6) 次の文章は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第一条」の条文である。 文章中の の①~⑤に入る語句の組み合わせとして正しいものを以下の選択肢の(ア)~(ク)の 中から一つ選び、その選択肢の記号を問題番号とともに解答せよ。 [解答例](6)-(ク)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (目的)

第一条 この法律は、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉 ① ことを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に ② が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、 ③ の発生も想定した必要な規制を行うほか、 ④ ために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い、もつて ⑤ に資することを目的とする。

記号	1)	2	3	4	5
(7)	が安全に利	放射線	複合的な自然災害	核兵器の不拡散に関	学術の進歩と産業の振興
	用される		及びテロリズムそ	する条約その他の国	及び人類社会の福祉並び
			の他の意図的な破	際約束を実施する	に我が国の国際協力
			壊行為		
(1)	が安全に利	放射性	複合的な自然災害	核兵器の不拡散に関	学術の進歩と産業の振興
	用される	物質	及びテロリズムそ	する条約その他の国	及び人類社会の福祉並び
			の他の意図的な破	際約束を実施する	に我が国の国際協力
			壊行為		

(ウ)	が安全に利	放射線	複合的な自然災害	原子力の研究、開発	学術の進歩と産業の振興
	用される		及びテロリズムそ	及び利用に関する条	及び人類社会の福祉並び
			の他の意図的な破	約その他の国際約束	に我が国の国際協力
			壊行為	を実施する	
(I)	が安全に利	放射線	大規模な自然災害	核兵器の不拡散に関	学術の進歩と産業の振興
	用される		及びテロリズムそ	する条約その他の国	及び人類社会の福祉並び
			の他の犯罪行為	際約束を実施する	に我が国の国際協力
(1)	の利用が平	放射線	大規模な自然災害	原子力の研究、開発	国民の生命、健康及び財産
	和の目的に		及びテロリズムそ	及び利用に関する条	の保護、環境の保全並びに
	限られる		の他の犯罪行為	約その他の国際約束	我が国の安全保障
				を実施する	
(九)	の利用が平	放射性	大規模な自然災害	原子力の研究、開発	国民の生命、健康及び財産
	和の目的に	物質	及びテロリズムそ	及び利用に関する条	の保護、環境の保全並びに
	限られる		の他の犯罪行為	約その他の国際約束	我が国の安全保障
				を実施する	
(‡)	の利用が平	放射性	複合的な自然災害	原子力の研究、開発	国民の生命、健康及び財産
	和の目的に	物質	及びテロリズムそ	及び利用に関する条	の保護、環境の保全並びに
	限られる		の他の意図的な破	約その他の国際約束	我が国の安全保障
			壊行為	を実施する	
(7)	の利用が平	放射性	大規模な自然災害	核兵器の不拡散に関	国民の生命、健康及び財産
	和の目的に	物質	及びテロリズムそ	する条約その他の国	の保護、環境の保全並びに
	限られる		の他の犯罪行為	際約束を実施する	我が国の安全保障

(7)	次の文章は、	「核原料物質、	核燃料物質及び	原子炉の規制に関	する法律第五十	・七条の九」	の条
J	文である。文章	中の	1~3に入る語句	」の組み合わせとし	て正しいものを	・以下の選択	肢の
(	ア)~(ク)の中から	一つ選び、そ	の選択肢の記号を	を問題番号とともに	こ解答せよ。		
	〔解答例〕(7)-	· (ケ)					

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

第五章の四 原子力事業者等の責務

第五十七条の九 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発

電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。以下「原子力事業者等」という。)は、この法律の規定に基づき、原子力施設における ① を踏まえつつ、

② に関し、 ③ その他必要な措置を講ずる責務を有する。

## 【選択肢】

記号	1	2	3
(7)	放射性物質の	核原料物質、核燃料物質及び原子炉	情報の公開や防災訓練
	保有量	が周辺監視区域の外に及ぼす被ば	
		くの潜在的な可能性	
(1)	放射性物質の	核原料物質、核燃料物質及び原子炉	原子力施設の安全機能を維持する設備
	保有量	が周辺監視区域の外に及ぼす被ば	又は機器の設置、防災訓練の充実
		くの潜在的な可能性	
(ウ)	放射性物質の	核原料物質、核燃料物質及び原子炉	原子力施設の安全性の向上に資する設
	保有量	が周辺監視区域の外に及ぼす被ば	備又は機器の設置、保安教育の充実
		くの潜在的な可能性	
(I)	放射性物質の	核原料物質、核燃料物質及び原子炉	原子力施設の安全性の向上に資する設
	保有量	による災害の防止	備又は機器の設置、保安教育の充実
(1)	安全に関する	核原料物質、核燃料物質及び原子炉	原子力施設の安全性の向上に資する設
	最新の知見	による災害の防止	備又は機器の設置、保安教育の充実
(h)	安全に関する	核原料物質、核燃料物質及び原子炉	原子力施設の安全性の向上に資する設
	最新の知見	が周辺監視区域の外に及ぼす被ば	備又は機器の設置、保安教育の充実
		くの潜在的な可能性	
(‡)	安全に関する	核原料物質、核燃料物質及び原子炉	情報の公開や防災訓練
	最新の知見	による災害の防止	
(7)	安全に関する	核原料物質、核燃料物質及び原子炉	原子力施設の安全機能を維持する設備
	最新の知見	による災害の防止	又は機器の設置、防災訓練の充実

(8) 次の文章は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十八条」、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第四十六条」及び「核燃料物質等の工場 又は事業所の外における廃棄に関する規則第二条」の条文である。文章中の の①~④に入る語句の組み合わせとして正しいものを以下の選択肢の(7)~(ク)の中から一つ選び、その選択肢の 記号を問題番号とともに解答せよ。なお、同じ番号の には、同じ語句が入る。 [解答例] (8)-(b)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(廃棄に関する確認等)

- 第五十八条 原子力事業者等が ① を製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。次条第一項、第五十九条の二第一項及び第六十一条の二第一項において「工場等」という。)の外において廃棄する場合においては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の場合において、 ① による災害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、原子力事業者等は、その廃棄に関する措置が同項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に適合することについて、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

(以降の第五十八条の条文は省略)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令

(廃棄に関する確認を要する場合)

第四十六条 法第五十八条第二項に規定する政令で定める場合は、② に廃棄する場合(核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物で廃棄しようとするものを輸入した製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者又は使用者がこれを廃棄する場合を除く。)及び法第六十二条第一項ただし書に該当してこれらの海洋投棄をする場合以外の場合とする。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則

(保安のために必要な措置等)

- 第二条 法第五十八条第一項の規定により、同項に規定する原子力事業者等(以下この条、第五条の二及び第六条において単に「原子力事業者等」という。)は、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。以下同じ。)の外において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。
- 一 放射性廃棄物は、第三号に規定する場合を除き、 ③ を持つた廃棄施設に廃棄すること。
- 二 前号の規定により放射性廃棄物を廃棄する場合には、 ④ 。

(第三号以降省略)

記号	1)	2	3	4
(7)	法令に定める表	核燃料物質又は核燃料物	放射性廃棄物	原子力規制委員会にその
	   面汚染密度限度	質によつて汚染された物	の拡散や漏え	旨を届け出ること
	を超えた物	をこれらの工場又は事業	いを防止する	
		所の中の廃棄施設	機能	
(1)	法令に定める表	核燃料物質又は核燃料物	放射線障害防	当該廃棄施設を設置した
	面汚染密度限度	質によつて汚染された物	止の効果	使用者等に、当該放射性
	を超えた物	をこれらの廃棄施設		廃棄物に関する記録の写
				しを交付すること
(ウ)	核燃料物質又は	核燃料物質又は核燃料物	放射線障害防	当該廃棄施設を設置した
	核燃料物質によ	質によつて汚染された物	止の効果	使用者等に、当該放射性
	つて汚染された	をこれらの廃棄施設		廃棄物に関する記録の写
	物			しを交付すること
(I)	核燃料物質又は	核燃料物質又は核燃料物	放射線障害防	原子力規制委員会にその
	核燃料物質によ	質によつて汚染された物	止の効果	旨を届け出ること
	つて汚染された	をこれらの廃棄施設		
	物			
(1)	核燃料物質又は	核燃料物質又は核燃料物	放射性廃棄物	当該廃棄施設を設置した
	核燃料物質によ	質によつて汚染された物	の拡散や漏え	使用者等に、当該放射性
	つて汚染された	をこれらの廃棄施設	いを防止する	廃棄物に関する記録の写
	物		機能	しを交付すること
( <del>)</del> )	核燃料物質又は	核燃料物質又は核燃料物	放射性廃棄物	原子力規制委員会にその
	核燃料物質によ	質によって汚染された物	の拡散や漏え	旨を届け出ること
	つて汚染された	をこれらの工場又は事業	いを防止する	
	物	所の中の廃棄施設	機能	
(‡)	法令に定める表	核燃料物質又は核燃料物	放射線障害防	原子力規制委員会にその
	面汚染密度限度	質によつて汚染された物	止の効果	旨を届け出ること
	を超えた物	をこれらの工場又は事業		
		所の中の廃棄施設		
(7)	法令に定める表	核燃料物質又は核燃料物	放射性廃棄物	当該廃棄施設を設置した
	面汚染密度限度	質によつて汚染された物	の拡散や漏え	使用者等に、当該放射性
	を超えた物	をこれらの工場又は事業	いを防止する	廃棄物に関する記録の写
		所の中の廃棄施設	機能	しを交付すること

(9) 次の文章は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十九条」及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第四十八条」の条文である。文章中の の①~⑤に入る語句の組み合わせとして正しいものを以下の選択肢の(ア)~(ケ)の中から一つ選び、その選択肢の記号を問題番号とともに解答せよ。 「解答例」(9)-(ケ)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(運搬に関する確認等)

- 第五十九条 原子力事業者等(原子力事業者等から運搬を委託された者を含む。以下この条において同じ。)は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)においては、運搬する物に関しては原子力規制委員会規則、その他の事項に関しては原子力規制委員会規則(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令)で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置(当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置)を講じなければならない。
- 2 前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止及び特定核燃料物質の防護のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、原子力事業者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、運搬する物に関しては原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会の、その他の事項に関しては原子力規制委員会規則(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令)で定めるところにより原子力規制委員会(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通大臣)の確認を受けなければならない。

(以下略)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令

(運搬に関する確認を要する場合)

第四十八条 法第五十九条第二項に規定する政令で定める場合は、次の表の上欄に掲げる場合について、それぞれ同表の下欄に掲げるもののいずれかに該当する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬する場合とする。

一 法第五十九条第一項の規定により保安 のための措置が必要な場合 イ 放射線障害防止のための措置が特に必要 な核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染 された物であつて、原子力規制委員会規則

(国土交通大臣の確認を要する場合にあつて は、国土交通省令。以下この表において同 じ。)で定めるもの ロ 臨界防止のための措置が特に必要な核燃 料物質であつて、原子力規制委員会規則で定 めるもの 二 法第五十九条第一項の規定により保安 イ 照射されていない次に掲げる物質 及び特定核燃料物質の防護のための措 (1) プルトニウム及びその化合物並びにこ 置が必要な場合 れらの物質の一又は二以上を含む物質で あつて、プルトニウムの量が①のもの (2) ウラン二三五のウラン二三五及びウラ ン二三八に対する比率が ② のウラン 並びにその化合物並びにこれらの物質の 一又は二以上を含む物質であつて、ウラン 二三五の量が ③ のもの (3) ウラン二三三及びその化合物並びにこ れらの物質の一又は二以上を含む物質であ つて、ウラン二三三の量が ④ のもの ロ 照射されたイに掲げる物質であつて、その 表面から一メートルの距離において ⑤ のもの(当該物質が原子力規制委員会規則で 定めるところにより固型化され、又は容器に 封入されている場合を除く。)

記号	1	2	3	4	5
(7)	二キログ	天然の混	五キログラ	五キログラム以	吸収線量率が一グレイ毎時以下
	ラム以上	合率	ム以上	上	
(1)	二キログ	百分の二	二キログラ	二キログラム以	吸収線量率が一グレイ毎時以下
	ラム以上	十以上	ム以上	上	
<b>(</b> ウ)	五キログ	百分の二	五キログラ	五キログラム以	吸収線量率が一グレイ毎時以下
	ラム以上	十以上	ム以上	上	

(I)	五キログ	天然の混	二キログラ	二キログラム以	放射線量が1時間あたり五マイクロ
	ラム以上	合率	ム以上	上	シーベルト毎時以下
(1)	五キログ	天然の混	二キログラ	五キログラム以	放射線量が1時間あたり五マイクロ
	ラム以上	合率	ム以上	上	シーベルト毎時以下
(力)	五キログ	天然の混	二キログラ	五キログラム以	吸収線量率が一グレイ毎時以下
	ラム以上	合率	ム以上	上	
(‡)	ニキログ	百分の二	五キログラ	二キログラム以	吸収線量率が一グレイ毎時以下
	ラム以上	十以上	ム以上	上	
(7)	ニキログ	百分の二	五キログラ	二キログラム以	放射線量が1時間あたり五マイクロ
	ラム以上	十以上	ム以上	上	シーベルト毎時以下

(10)	次の文章は、	「核原料物質、	核燃料物質及び原子炉	の規制に関する	法律第六十六条」	の条文で
あ	る。文章中の	Ø(1)~(	⑤に入る語句の組み合え	わせとして正し	いものを以下の選	択肢の(ア)
$\sim$	勿の中から一	つ選び、その過	選択肢の記号を問題番号	よともに解答せ	けよ。	
()	解答例〕(10)-	- (ケ <b>)</b>				

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
(原子力規制委員会に対する申告)
第六十六条 原子力事業者等(外国原子力船運航者を除く。以下この条において同じ。)が ① 場合に
おいては、② 、③ を原子力規制委員会に申告することができる。
2 原子力事業者等は、前項の申告をしたことを理由として、 ④ に対して ⑤ をしてはならな
V'o

記号	①	2	3	4	5
(7)	この法律に基づき原子力規制委員	何人であって	その虚偽	協力企業	取引の解除そ
	会に報告しなければならないもの	₽	の報告を		の他不当な取
	について虚偽の報告をしている		した事実		扱い
(1)	この法律又はこの法律に基づく命	原子力事業者	その事実	その従業者	解雇その他不
	令の規定に違反する事実がある	等の従業者は			利益な取扱い
(ウ)	この法律に基づき原子力規制委員	原子力事業者	その事実	その従業者	解雇その他不
	会に報告しなければならないもの	等の従業者は			利益な取扱い
	について虚偽の報告をしている				

(I)	この法律又はこの法律に基づく命	何人であって	その事実	その従業者	解雇その他不
	令の規定に違反する事実がある	Ł			利益な取扱い
(1)	この法律に基づき原子力規制委員	何人であって	その虚偽	その従業者	取引の解除そ
	会に報告しなければならないもの	Ł	の報告を		の他不当な取
	について虚偽の報告をしている		した事実		扱い
(九)	この法律又はこの法律に基づく命	原子力事業者	その虚偽	協力企業	解雇その他不
	令の規定に違反する事実がある	等の従業者は	の報告を		利益な取扱い
			した事実		
(‡)	この法律に基づき原子力規制委員	何人であって	その事実	協力企業	取引の解除そ
	会に報告しなければならないもの	Ł			の他不当な取
	について虚偽の報告をしている				扱い
(7)	この法律又はこの法律に基づく命	原子力事業者	その虚偽	協力企業	取引の解除そ
	令の規定に違反する事実がある	等の従業者は	の報告を		の他不当な取
			した事実		扱い

(11) 次の文章は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第二条第二項第四号」及び「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第一条の二第2項第四号」に基づく「管理区域」の定義である。下線部①~③のそれぞれに該当する原子力規制委員会が定める管理区域を設定しなければならない放射線量限度、放射性物質の濃度限度、放射性物質の表面密度限度として正しいものを以下の選択肢 A)の(7)~(ク)の中から一つ、選択肢 B)の(ケ)~(タ)の中から一つ、選択肢 C)の(f)~(ネ)の中から一つ選び、それぞれの選択肢の記号を選択肢番号とともに解答せよ。

[解答例] (11) A)-(f)、B)-(f)、C)-(/)

「管理区域」とは、炉室、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であって、その場所における外部放射線に係る線量が①原子力規制委員会の定める線量を超え、空気中の放射性物質(空気又は水のうちに自然に含まれているものを除く。以下同じ。)の濃度が②原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が③原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。

### A) 管理区域を設定する外部放射線量限度

### 【①の選択肢】

記号	①
(7)	1年間につき 50mSv

(1)	1年間につき 50mSv、かつ、5年間につき 100mSv
(ウ)	1年間につき 1mSv
(I)	1年間につき 15mSv
(1/2)	3月間につき 5mSv
(力)	3月間につき 1.3mSv
(‡)	1年間につき 100mSv
(7)	1 年間につき <b>250mSv</b>

## B) 管理区域を設定する空気中放射性物質濃度限度

## 【②の選択肢】

記号	2
(y)	3月間についての平均濃度が、放射線業務従事者の呼吸する空気の濃度限度の 1/1000
(1)	3月間についての平均濃度が、放射線業務従事者の呼吸する空気の濃度限度の 1/100
(#)	3月間についての平均濃度が、放射線業務従事者の呼吸する空気の濃度限度の 1/10
( <sub>&gt;</sub> )	3月間についての平均濃度が、放射線業務従事者の呼吸する空気の濃度限度
(7)	1年間についての平均濃度が、放射線業務従事者の呼吸する空気の濃度限度の 1/1000
(t)	1年間についての平均濃度が、放射線業務従事者の呼吸する空気の濃度限度の 1/100
(7)	1年間についての平均濃度が、放射線業務従事者の呼吸する空気の濃度限度の 1/10
(3)	1年間についての平均濃度が、放射線業務従事者の呼吸する空気の濃度限度

## C) 管理区域を設定する表面放射性物質密度限度

## 【③の選択肢】

記号	3
( <del>f</del> )	周辺監視区域内で床、壁その他人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染さ
	れたものの表面密度限度の 1/1000
(")	周辺監視区域内で床、壁その他人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染さ
	れたものの表面密度限度の 1/100
<b>(</b> 7)	周辺監視区域内で床、壁その他人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染さ
	れたものの表面密度限度の 1/10
(١)	周辺監視区域内で床、壁その他人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染さ
	れたものの表面密度限度

(†)	管理区域内で床、壁その他人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染された
	ものの表面密度限度の 1/1000
(=)	管理区域内で床、壁その他人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染された
	ものの表面密度限度の 1/100
(汉)	管理区域内で床、壁その他人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染された
	ものの表面密度限度の 1/10
(ネ)	管理区域内で床、壁その他人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染された
	ものの表面密度限度

(12) 次の文章は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第二条第二項第六号」及び「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第一条の二第2項第六号」に基づく「周辺監視区域」の定義である。下線部①に該当する周辺監視区域の外側の線量限度として正しいものを以下の選択肢の(ア)~(ク)の中から一つ選び、その選択肢の記号を問題番号とともに解答せよ。なお、この問いにおいては、線量を算定する始期については問わないものとする。

[解答例] (12)-(ケ)

「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であって、当該区域の外側のいかなる場所において もその場所における線量が<u>①原子力規制委員会の定める線量限度</u>を超えるおそれのないものをいう。

記号	①		
(7)	実効線量については、1年間につき 1mSv		
	皮膚の等価線量については、1年間につき 50mSv		
	眼の水晶体の等価線量については、1年間につき 15mSv		
(1)	実効線量については、1年間につき 1mSv		
	眼の水晶体の等価線量については、1年間につき 15mSv		
(ウ)	実効線量については、1年間につき 1mSv		
	皮膚の等価線量については、1年間につき 500mSv		
	眼の水晶体の等価線量については、1年間につき 150mSv		
(I)	実効線量については、1年間につき 50mSv		
	皮膚の等価線量については、1年間につき 500mSv		
	眼の水晶体の等価線量については、1年間につき 150mSv		

(1)	実効線量については、1年間につき 50mSv
	眼の水晶体の等価線量については、1年間につき 150mSv
(力)	実効線量については、1年間につき 50mSv
(‡)	実効線量については、1年間につき 1mSv
	皮膚の等価線量については、1年間につき 50mSv
(7)	実効線量については、1年間につき 1mSv

(13) 次の文章は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第七十八条第一号ハ」及び「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第七条第一号ハ」に基づき管理区域において講じなければならない措置を定めた条文である。下線部①に該当する表面密度限度として正しいものを以下の選択肢の(ア)~(ク)の中から一つ選び、その選択肢の記号を問題番号とともに解答せよ。

[解答例] (13)-(5)

#### (管理区域への立入制限等)

発電用原子炉設置者・試験研究用等原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、 これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 管理区域については、次の措置を講ずること。

イ~口 (略)

- n 床、壁その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染されたものの表面 の放射性物質の密度が①原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようにすること。
- = (以下、略)

### 【①の選択肢】

記号	①
(7)	0.4 Bq/m <sup>2</sup>
(1)	4 Bq/m²
(ウ)	4 Bq/cm <sup>2</sup>
(I)	40 Bq/cm <sup>2</sup>
(1)	$\alpha$ 線を放出する放射性物質については、 $0.4~{ m Bq/m^2}$
	$\alpha$ 線を放出しない放射性物質については、 $4\ \mathrm{Bq/m^2}$
(力)	α線を放出する放射性物質については、4 Bq/m²

	$\alpha$ 線を放出しない放射性物質については、 $40~{ m Bq/m^2}$
(‡)	$lpha$ 線を放出する放射性物質については、 $0.4~\mathrm{Bq/cm^2}$
	$\alpha$ 線を放出しない放射性物質については、 $4  \mathrm{Bq/cm^2}$
(7)	$\alpha$ 線を放出する放射性物質については、 $4~{ m Bq/cm^2}$
	$lpha$ 線を放出しない放射性物質については、 $40~{ m Bq/cm^2}$

(14) 次の表 1 及び表 2 は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則に基づき原子力規制委員会が定める放射線業務従事者の線量限度を示している。放射線業務従事者の線量限度として表 1 及び表 2 の文章中のの①~⑬に入る数値の組み合わせとして正しいものを以下の選択肢 A)の(ア)~(ク)の中から一つ、選択肢 B)の(ケ)~(ク)の中から一つ、選択肢 C)の(チ)~(への)の中から一つ選択し、それらの選択肢の記号を問題番号とともに解答せよ。同じ番号の②には、同じ語句等が入る。なお、●●●には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき原子炉設置許可、事業許可、事業指定又は使用許可を受けた者が入るものとする。

[解答例] (14) A)-(f)、B)-(f)、C)-(/)

### 表1:放射線業務従事者の線量限度

#### (実効線量)

- 5年間につき ①
- 1年間につき ②
- 女子(妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を●●●に書面で申し出た者並びに次号に規定する者を除く。)については、5年間につき
   ① 及び1年間につき
   ② とするほか、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各三月間につき
- ・ 妊娠中である女子については、5年間につき ① 及び1年間につき ② とするほか、本人 の申出等により●●●が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、 ④

#### (等価線量)

- ・ 眼の水晶体については、1年間につき ⑤
- 皮膚については、1年間につき ⑥
- ・ 妊娠中である女子の腹部表面については、本人の申出等により●●●が妊娠の事実を知ったと きから出産するまでの間につき ⑦

表2:緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度

	緊急作業に係る放射線業務従事	発電用原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそ
	者の線量限度	れがある場合、発電用原子炉の運転に重大な支障を及
		ぼすおそれがある発電用原子炉施設の損傷が生じた場
		合等緊急やむを得ない場合において緊急作業に従事さ
		せることができる放射線業務従事者の線量限度
実効線量	. 8	• 1
等価線量	<ul><li>眼の水晶体については、</li></ul>	・ 眼の水晶体については、 ②
	9	・ 皮膚については、 ③
	<ul><li>皮膚については、</li></ul>	

## A) 放射線業務従事者の線量限度(実効線量)

## 【①~④の選択肢】

記号	1	2	3	4
(7)	250mSv	100mSv	2mSv	1mSv
(1)	250mSv	100mSv	2mSv	内部被ばくについて 1mSv
(ウ)	100mSv	100mSv	2mSv	1mSv
(I)	100mSv	50mSv	2mSv	内部被ばくについて 1mSv
(1)	100mSv	50mSv	5mSv	1mSv
(h)	100mSv	50mSv	5mSv	内部被ばくについて 1mSv
(‡)	50mSv	50mSv	5mSv	1mSv
(7)	50mSv	5mSv	5mSv	内部被ばくについて 1mSv

## B) 放射線業務従事者の線量限度(等価線量)

## 【⑤~⑦の選択肢】

記号	5	6	7
(h)	300mSv	1mSv	2μSv
(2)	300mSv	500mSv	2mSv
(#)	300mSv	5mSv	2mSv
(シ)	300mSv	500mSv	5mSv
(7)	150mSv	500mSv	5mSv
(t)	150mSv	1mSv	2μSv
(7)	150mSv	500mSv	2mSv

( <i>\beta</i> )	150mSv	5mSv	2mSv
------------------	--------	------	------

### C) 緊急作業従事者の線量限度(事故時等)

### 【⑧~13の選択肢】

記号	8	9	10	(1)	12	13
<b>(</b> £)	50mSv	150mSv	1Sv	100mSv	150mSv	1Sv
(")	100mSv	150mSv	1Sv	250mSv	150mSv	1Sv
(テ)	100mSv	300mSv	1Sv	250mSv	300mSv	1Sv
(١)	250mSv	300mSv	1Sv	100mSv	300mSv	1Sv
<b>(</b> †)	100mSv	300mSv	500mSv	250mSv	300mSv	1Sv
(=)	250mSv	300mSv	500mSv	250mSv	300mSv	1Sv
(汉)	100mSv	150mSv	500mSv	100mSv	300mSv	500mSv
(ネ)	50mSv	150mSv	500mSv	100mSv	300mSv	500mSv

(15) 発電用原子炉設置者又は試験研究用等原子炉設置者が、発電用原子炉施設又は試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所の排気施設から A)の気体状の放射性廃棄物を排気しようとするとき、この気体状放射性廃棄物の濃度限度を超えない 85 Kr と 133 Xe の濃度の組み合わせになるものを次の選択肢の(ア)~(ク)の中から一つ選び、その選択肢の記号を問題番号とともに解答せよ。なお、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示別表第一の中で、85 Kr 及び 133 Xe に関する記載は、次の B)のとおりとする。

〔解答例〕(15)-(ケ)

## A) 排気しようとしている気体状放射性廃棄物

放射性物質として 85Kr と 133Xe の二種類のみを含むことが明らかな気体状放射性廃棄物

B) 【核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示別表第一(放射性物質の種類が明らかで、かつ、1 種類である場合の放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度等)抜粋】

, i	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
放射性物質の種		吸入摂取し	経口摂取した	放射線業務従事	周辺監視区域	周辺監視区域
類		た場合の実	場合の実効線	者の呼吸する空	外の空気中の	外の水中の濃
核種	化学形等	効線量係数	量係数	気中の濃度限度	濃度限度	度限度
1久1里	口子///子	(mSv/Bq)	(mSv/Bq)	(Bq/cm <sup>3</sup> )	(Bq/cm³)	(Bq/cm³)
85 <b>Kr</b>	[サブマー			9×101	1 \( 1 0 - 1 \)	
	ジョン]			3×10 <sup>1</sup>	1×10 <sup>-1</sup>	
<sup>133</sup> Xe	[サブマー			Fx100	0.410-9	
	ジョン]			5×10 <sup>0</sup>	2×10·2	

#### 【選択肢】

記号	<sup>85</sup> Kr の濃度	<sup>133</sup> Xe の濃度
(7)	三月間についての平均濃度が $3 \times 10^1  \mathrm{Bq/cm^3}$	三月間についての平均濃度が 1×10 <sup>-2</sup> Bq/cm <sup>3</sup>
(4)	三月間についての平均濃度が 3×10 <sup>1</sup> Bq/cm <sup>3</sup>	三月間についての平均濃度が 5×10 <sup>0</sup> Bq/cm <sup>3</sup>
(ウ)	三月間についての平均濃度が 1×10 <sup>-1</sup> Bq/cm <sup>3</sup>	三月間についての平均濃度が 2×10 <sup>-2</sup> Bq/cm <sup>3</sup>
(I)	三月間についての平均濃度が 1×10 <sup>-1</sup> Bq/cm <sup>3</sup>	三月間についての平均濃度が 1×10 <sup>-2</sup> Bq/cm <sup>3</sup>
(1)	三月間についての平均濃度が 2×10-2 Bq/cm <sup>3</sup>	三月間についての平均濃度が 5×10 <sup>o</sup> Bq/cm <sup>3</sup>
(h)	三月間についての平均濃度が 2×10 <sup>-2</sup> Bq/cm <sup>3</sup>	三月間についての平均濃度が 2×10 <sup>-2</sup> Bq/cm <sup>3</sup>
(‡)	三月間についての平均濃度が 2×10 <sup>-2</sup> Bq/cm <sup>3</sup>	三月間についての平均濃度が 1×10 <sup>-2</sup> Bq/cm <sup>3</sup>
(7)	(ア)から(キ)の組み合わせには、この気体状放射(	生廃棄物の濃度限度を超えないものはない

(16) 発電用原子炉設置者又は試験研究用等原子炉設置者が、発電用原子炉施設又は試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所の排水施設から次の液体状の放射性廃棄物を排出しようとするとき、この液体状放射性廃棄物の濃度限度はいくらになるか、正しいものを以下の選択肢の(ア)~(カ)の中から一つ選び、その選択肢の記号を問題番号とともに解答せよ。

[解答例] (16)-(ケ)

### 【排出しようとしている液体状放射性廃棄物】

液体中に含まれる放射性物質の種類が明らかではないが、排出しようとしている液体中には、 $^{3}$ H(水)、 $^{131}$ I(よう化メチル以外の化合物)、 $^{134}$ Cs、 $^{137}$ Cs の放射性物質以外は含まれていないことが明らかであるものとする。

【核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示別表第一(放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合の放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度等)抜粋】

Ź.	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	
放射性物質の種		吸入摂取し	経口摂取した	放射線業務従事	周辺監視区域	周辺監視区域	
類		た場合の実	場合の実効線	者の呼吸する空	外の空気中の	外の水中の濃	
核種	化学形等	効線量係数	量係数	気中の濃度限度	濃度限度	度限度	
		(mSv/Bq)	(mSv/Bq)	(Bq/cm <sup>3</sup> )	(Bq/cm <sup>3</sup> )	(Bq/cm <sup>3</sup> )	
3H	水	1.8×10 <sup>-8</sup>	1.8×10 <sup>-8</sup>	8×10 <sup>-1</sup>	5×10 <sup>-3</sup>	6×10¹	
131 <b>I</b>	よう化メ						
	チル以外	1.1×10 <sup>-5</sup>	2.2×10 <sup>-5</sup>	2.2×10 <sup>-5</sup>	2×10 <sup>-3</sup>	1×10 <sup>-5</sup>	4×10 <sup>-2</sup>
	の化合物						
134 <b>Cs</b>	すべての	0.6210-6	1.0×10-5	0×10-2	0×10-5	Cv10-9	
	化合物	9.6×10 <sup>-6</sup>	1.9×10 <sup>-5</sup>	2×10 <sup>-3</sup>	2×10 <sup>-5</sup>	6×10 <sup>-2</sup>	
<sup>137</sup> Cs	すべての	C 7×10-6	1 9×10-5	9×10-3	9×10-5	0×10-9	
	化合物	6.7×10 <sup>-6</sup>	1.3×10 <sup>-5</sup>	3×10 <sup>-3</sup>	3×10 <sup>-5</sup>	9×10 <sup>-2</sup>	

記号	当該液体状放射性廃棄物の濃度
(7)	三月間についての平均濃度が 5×10·3 Bq/cm <sup>3</sup>
(1)	三月間についての平均濃度が 1×10 <sup>-5</sup> Bq/cm <sup>3</sup>
(ウ)	三月間についての平均濃度が 2×10 <sup>-5</sup> Bq/cm <sup>3</sup>
(I)	三月間についての平均濃度が 3×10 <sup>-5</sup> Bq/cm <sup>3</sup>
(1)	三月間についての平均濃度が 6×10 <sup>1</sup> Bq/cm <sup>3</sup>
(力)	三月間についての平均濃度が 4×10 <sup>-2</sup> Bq/cm <sup>3</sup>
(‡)	三月間についての平均濃度が 6×10 <sup>-2</sup> Bq/cm <sup>3</sup>
(7)	三月間についての平均濃度が 9×10 <sup>-2</sup> Bq/cm <sup>3</sup>

### 第2問

- (1) 「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十一条」、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十六条」の大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備について、次の問いに答えよ。
  - (7) 発電用原子炉施設で大規模な損壊が発生する2つの要因を答えよ。ただし、2つを超えて回答した場合は、全回答を無効とする。
  - (4) 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対して教育 及び訓練を行うが、この実施頻度を答えよ。
  - (ウ) 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機 材として電源車を備え付けるが、他の2つの資機材を答えよ。ただし、2つを超えて回答した 場合は、全回答を無効とする。
  - (エ) 次の文章は、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために 定める事項である。次の文章中の に入る適切な語句を番号とともに答えよ。 〔解答例〕 ⑥ - 東京 イ 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における ① に関すること。 「大規模損壊発生時における ② の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
    - 大規模損壊発生時における ④ の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
    - \* 大規模損壊発生時における ⑤ の放出を低減するための対策に関すること。

n 大規模損壊発生時における ③ の破損を緩和するための対策に関すること。

(2) 次の文章は、「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に
おける条文の一部である。文章中の____に入る適切な語句を番号とともに記せ。
〔解答例〕 ⑪-東京
( l→ ) (r/r)
(炉心等)
第十五条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉固有の出力抑制特性を有するものでなければな
らない。ただし、 ① に係る試験研究用等原子炉施設であって当該試験研究用等原子炉施
設の安全を確保する上で支障がないものは、この限りでない。
2 (略)
3 (略)
4 燃料体、 ② 及び反射材並びに炉心支持構造物は、通常運転時、運転時の異常な
過渡変化時及び設計基準事故時において、試験研究用等原子炉を安全に停止できるも
のでなければならない。
5 (略)
(実験設備等)
第二十九条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備(試験研究用等原子炉を利用して
③ その他の実験を行う設備をいう。)及び利用設備(試験研究用等原子炉を利用して
④ 、⑤ の製造、⑥ その他の行為を行うための設備をいう。)(以下「実験設備等」
と総称する。)は、次に掲げるものでなければならない。
— <b>(</b> 略)
二 実験物の ⑦ 又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原
子炉に ⑧ が異常に投入されないものとすること。
三~五 (略)
(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)
第四十条 ⑨ 又は ⑩ に係る試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故よ
り低い事故であって、当該施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるも
のが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでな
ければならない。

### 第3問

(1)	「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十一条」、「研究開発段階発電
	用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十二条」、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関す
	る規則第八十七条」の原子炉設置者が講じなければならない原子炉の運転に関する措置につい
	て、次の問いに答えよ。

<b>(7)</b>	原子	炉の運転を行る	わせる者に必要な 1	つの条件を答えよ。	ただし、	1つを超えて回答	した場
	合は、	全回答を無効	とする。				

- (4) 運転員に守らせる3つの条件を答えよ。ただし、3つを超えて回答した場合は、全回答を無効とする。
- (ウ) 緊急遮断が起こった場合、再び原子炉の運転を開始するために確認する3つの条件を答えよ。 ただし、3つを超えて回答した場合は、全回答を無効とする。
- (エ) 試験運転を行う場合に確認する3つの条件を答えよ。ただし、3つを超えて回答した場合は、全回答を無効とする。

(2)	次の文章は、	「実用発電用原	子炉及びその附属施設	役の位置、	構造及び設備の基	<b>基準に関する</b>	5規則
	第十三条」にお	ける条文の一部	『である。文章中の	これる	適切な語句を番号	·とともに答	えよ。
	なお、同じ番号	たけ、	、同じ語句が入る。				
	〔解答例〕 ①	)一東京					

(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止)

第十三条 設計基準対象施設は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (a) 運転時の異常な過渡変化時において次に掲げる要件を満たすものであること。
  - 1 ① 又は② が許容限界値以上であること。
  - p ③ が破損しないものであること。
  - n 燃料材の ④ が燃料要素の ⑤ を超えないこと。
  - = 原子炉冷却材圧力バウンダリにかかる圧力が ⑥ の ⑦ 以下となること。
- (b) 設計基準事故時において次に掲げる要件を満たすものであること。
  - イ 炉心の著しい損傷が発生するおそれがないものであり、かつ、炉心を十分に冷却できるも のであること。

- □ 燃料材の ④ が炉心及び原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を維持するための制限 値を超えないこと。
- n 原子炉冷却材圧力バウンダリにかかる圧力が ⑥ の ⑧ 以下となること。
- = 原子炉格納容器バウンダリにかかる圧力及び原子炉格納容器バウンダリにおける温度が ⑥ 及び ⑨ 以下となること。
- \* 設計基準対象施設が工場等周辺の公衆に ⑩ を及ぼさないものであること。

## 第4問

(1) 次の文章は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」における条文の一部である。
文章中のこことのである適切な語句を番号とともに記せ。なお、同じ番号のここには、同じ語
句が入る。
〔解答例〕 ⑪-東京
<実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則>
(火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)
第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用
原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施
設(法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核
燃料物質が存在しないものを除く。以下この条から第八十六条までにおいて同じ。)の保全の
ための活動(① への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するま
でに行う活動を含む。以下同じ。)を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければ
ならない。
<ul><li>一 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な</li><li>② を策定すること。</li></ul>
二 火災の発生を ① に確実に通報するために必要な設備を設置すること。
三 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な ③ を配置すること。
四 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う ③ に対する ④ に関する措置を講ずること。
五 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な ⑤ 、 ⑥ その他資機材を備え付けること。
六 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における ⑦ を適切に管理すること。

七 前各号に掲げるもののはか、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のためのを行うために必要な体制を整備すること。	)活動
八 前各号の措置について定期的に <u>⑧</u> を行うとともに、 <u>⑧</u> の結果に基づき必要 置を講ずること。	な措
(内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備) 第八十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発 原子炉施設内における溢水(以下「内部溢水」という。)が発生した場合における発電用 炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。	
一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な ② を策定すること。	`
二 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な ③ を配置すること。	à .
三 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う ③ に対す ④ に関する措置を講じること。	-る
四 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な ③ 、 ⑩ その他の資機材を備え付けること。	`
五 前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のた 活動を行うために必要な体制を整備すること。	<u>-</u> めの
六 前各号の措置について定期的に ⑧ を行うとともに、 ⑧ の結果に基づき必要置を講じること。	な措

(2) 次の①から⑩に掲げる事項について、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十五条」及び「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第九十二条」に基づき保安規定に定めなければならない事項に該当するものには○を、該当しないものには×をそれぞれの問題番号とともに解答せよ。

[解答例] (1)-×、(12-)

- ① 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
- ② 安全文化の醸成に関すること。
- ③ 試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設の運転に関すること。
- ④ 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。
- ⑤ 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。
- ⑥ 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性 物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。
- ⑦ 試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に 関すること。
- ⑧ 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。
- ⑨ 火災発生時における発電用原子炉施設の保全に関すること。
- ⑩ 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全に関すること。

第5問 「原子炉等規制法第六十二条の三」の規定に基づき、発電用原子炉設置者が原子力規制委員会に報告しなければならない事故、故障等については「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 134 条」及び「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 129 条」が定められている。以下の事例のうち、これらの報告の対象となる事故、故障等に○を、対象とならないものに×を記せ。

[解答例] ①-〇 、②-×

- ① 核燃料物質によって汚染されたものが、管理区域外で漏えいしたが放射能量は微量であった。
- ② 核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたが、放射能量は微量であった。
- ③ 管理区域内で火災が発生したが、安全上重要な機器等や常設重大事故等対処設備に属する機器等は影響を受けなかった。
- ④ 発電用原子炉施設の敷地内の工事中に作業員が不注意で梯子を踏み外して転落し、入院加療が必要な負傷を負った。
- ⑤ 管理区域内での工事中に核燃料物質等を含む廃液が漏えいしたが、漏えいした設備の周辺に 設置されている堰内に収まった。
- ⑥ 発電用原子炉施設の故障により1パーセントの出力変化が生じた。
- ⑦ 発電用原子炉施設に軽微な故障が発生し、故障に関して変化が認められなかったが、点検の ため計画的に原子炉を停止し、停止後すみやかに故障の状況について公表した。
- ⑧ 発電用原子炉施設の故障により、運転上の制限を逸脱したが保安規定に定める完了時間以内 に復旧した。
- ⑨ 液体状の放射性廃棄物を廃棄施設から排出していたところ、発電用原子炉施設が故障して排 出に異常が認められた。
- ⑩ 発電用原子炉施設が故障したことにより、放射線業務従事者が1ミリシーベルトの被ばくをした。

#### 第6問

(1) 「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」で規定されている核燃料輸送物のうち、L型輸送物に係る技術上の基準として規定されているものの一部である。それぞれについて、正しいものには○を、間違っているものには×を番号とともに記せ。

[解答例] ①-〇、②-×

- ① 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。
- ② 表面における原子力規制委員会の定める線量当量率の最大値(以下「最大線量当量率」という。)が五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
- ③ みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるよう に、容易に破れないシールのはり付け等の措置が講じられていること。
- ④ 材料相互の間及び材料と収納される核燃料物質等との間で危険な物理的作用又は化学反応の 生じるおそれがないこと。
- ⑤ 運搬中に予想される最も低い温度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。
- ⑥ 表面における原子力規制委員会の定める線量当量率の最大値(以下「最大線量当量率」という。)が三マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
- ⑦ 開封されたときに見やすい位置(当該位置に表示を有することが困難である場合は、核燃料輸送物の表面)に「放射性」又は「RADIOACTIVE」の表示を有していること。ただし、原子力規制委員会の定める場合は、この限りでない。
- ⑧ 核燃料物質等の温度による変化並びに運搬時及び注入時の挙動に対処し得る適切な空間を有していること。
- ⑨ 放射性物質の一週間当たりの漏えい量が原子力規制委員会の定める量を超えないこと。
- ⑩ 容易に、かつ、安全に取扱うことができること。

- 十二 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
  - イ 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。
  - □ 容器に封入し、又は容器に ④ して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に 保管廃棄すること。
  - ↑ □の方法により廃棄することが著しく困難な ⑨ 等の放射性廃棄物又は放射能の ⑩ を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄 施設に保管廃棄すること。

十三~十四 (略)